

8月1日から

商工業緊急資金(特例)を拡充

新型コロナやウクライナ情勢、原油・原材料価格の高騰等により影響を受ける区の中小企業者等を支援するため、商工業緊急資金(特例)の貸付限度額の引き上げ等を行います。新規申し込みのほか、借換融資や追加融資ができます。利子・信用保証料は全額補助します。要件や必要書類等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

対象 新型コロナやウクライナ情勢、原油・原材料価格の高騰等の影響により業況が悪化している、または悪化が見込まれる区の中小企業者
貸付限度額 2,000万円(拡充前は1,000万円)
貸付期間 10年以内、据置期間24か月以内(拡充前は7年以内、据置期間12か月以内)
問合せ 産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0702

新型コロナでお支払いが難しい方へ

国民年金の特例免除・学生納付特例 保険料免除申請対象期間の延長

免除申請可能な期間 ▶ 令和元年度分…令和2年6月分

▶ 令和2年度分…2年7月～3年6月分(学生の方は2年6月～3年3月分)

▶ 令和3年度分…3年7月～4年6月分(学生の方は3年4月～4年3月分)

▶ 令和4年度分…4年7月～5年6月分(学生の方は4年4月～5年3月分)

対象 次の要件を全て満たす方

▶ 令和2年2月以降に新型コロナの影響により収入が減少した

▶ 令和2年2月以降の所得等の状況から、所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる

問合せ ▶ 新宿年金事務所(新宿5-9-2) ☎(6278)9311、▶ 区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338

9月からの利用者募集

高田馬場創業支援センター

区内で創業を目指す方、創業して間もない方等、2名を募集しています。

利用期間 利用承認日から6か月間(最長2年間まで更新可)

開館時間 午前8時30分～翌午前0時(年末年始は休館)

利用料金 月額1万円

申込み 同センターに電話で施設見学を予約の上、申請方法等

の説明を受け、8月12日(金)までに所定の書類等を直接、産業振興課へお持ちください。要件や施設概要等詳しくは、同センター、産業振興課で配布している募集要項をご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

問合せ ▶ 同センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205)3031、▶ 産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701

国民健康保険に加入している方へ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を 7月・10月・令和5年2月に発送します

生活習慣病等で服用が必要となる医薬品について、ジェネリック医薬品を利用した場合、一定以上自己負担額の軽減が見込まれる方にその差額をお知らせします。

問合せ 医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149

新しい高齢受給者証を世帯主あてに 7月15日に発送しました

対象 昭和22年8月2日～27年8月1日生まれの方

※7月25日(月)までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。

※8月1日(月)からは、新しい高齢受給者証(有効期限は令和5年7月31日)をお使いください(75歳からは後期高齢者医療制度の対象になるため、令和5年7月31日までに満75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です)。詳しくは、お問い合わせください。

※医療費の自己負担額(一部負担金)の割合等、詳しい内容は、同封の案内をご覧ください。

問合せ 医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146

がんばろう！新宿応援キャンペーン

キャッシュレス決済によるポイント還元事業・ プレミアム付商品券取扱店募集中！

●キャッシュレス決済によるポイント還元事業(9月から実施)

各キャッシュレス事業者の登録等詳しくは [HP https://shinjuku-ouen-campaign.com](https://shinjuku-ouen-campaign.com) (右二次元コード) でご案内しています。

対象 区内中小企業・個人事業主(大企業、大手チェーン、コンビニ等は対象外)

●プレミアム付商品券事業(10月から実施)

対象 区内店舗・区との隣接地にある店舗

登録専用ページ [HP https://premium-gift.jp/shinjuku-ouen-campaign2022/](https://premium-gift.jp/shinjuku-ouen-campaign2022/) (右二次元コード)

問合せ がんばろう！新宿応援キャンペーン事務局 ☎(6837)1453

区の担当課 産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701

マンション自主防災組織の結成・活動支援向け

マンション防災資機材の現物支給

区が選定した20品目から合計20万円(税込)を限度に選んでいただき、現物支給します(1組織につき1回)。

対象・要件 次の全てに該当する組織

▶ 地階を除き5階建て以上で住宅の戸数が20戸以上の共同住宅、▶ マンション防災組織を結成しており、防災区民組織として認定を受けていない

※今後、防災区民組織の登録を検討すること、年1回防災訓練を実施し、内容を区に報告することが必要です。

品目 小型発電機、組立式トイレ、携帯ラジオ、エレベーターチェアほか

申込み 8月24日(水)までに所定の申請書を郵送(必着)または直接、問合せ先へ。申請書は問合せ先で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

問合せ 危機管理課地域防災係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)3874

国民健康保険に加入している方対象

夏季旅行の宿泊料を 一部補助します

期間中、JTB、近畿日本ツーリストのうち、区が指定する営業所で取り扱う国内宿泊施設等を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。区民保養施設は対象外です。

●補助対象者

区の国民健康保険に加入している方

※次の方は対象外です。

▶ 保険料を滞納している世帯の方、▶ ほかの保険制度(後期高齢者医療等)に加入している方等

●補助期間

7月15日～9月30日(金)の宿泊分

●補助金額等

1人1泊につき3,000円まで、期間中1人2泊まで

※詳しくは、問合せ先や各特別出張所で配布している「夏季保養施設宿泊補助のご案内」をご確認ください。

問合せ 医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078

